

聖籠町規則第12号

聖籠町財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年11月13日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町財務規則の一部を改正する規則

聖籠町財務規則(平成3年聖籠町規則第3号)の一部を次のように改正する。

第144条第1項本文中「契約金額」の後に「(インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行う事務の手続(以下「公有財産売却システム」という。)による入札の場合にあっては、売払予定価格)」を加え、同条第3項に次の1号を加える。

(3) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証

第156条第1項中「100分の5以上」の次に「、公有財産売却システムによる入札の場合にあっては、売払予定価格の100分の10以上」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、公有財産売却システムによる入札の場合にあっては、当該システムを管理する事業者の保証をもって代えることができる。

第163条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる入札にあっては、入札書に代えて当該システムに必要事項を登録させることにより行わせることができるものとする。

第166条第3項に次のただし書を加える。

ただし、第1項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる入札した者に対しては電子計算機を使用して通知するものとする。

第166条に次の1項を加える。

5 第1項の規定にかかわらず、公有財産売却システムによる入札の場合は、公告で示した開札時刻経過後速やかに開札することとし、入札者の面前において開札することを要しない。

第204条の2の見出し中「公売保証金」の次に「等」を加え、同条中「公売に係る公売保証金」を「公売保証金及び入札保証金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。